



平成 24 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 **株式会社ゲオホールディングス**  
本 社 住 所 愛知県春日井市宮町一丁目1番地1  
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤 結蔵  
(コード番号:2681 東証・名証 第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 吉川 恭史  
(TEL0568-33-4388)

## 当社元役員に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社元役員(以下で定義する。)に対して、損害賠償請求訴訟(以下、「本訴訟」という。)を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本訴訟の提起については、当社代表取締役遠藤結蔵、当社社外取締役 5 名及び常勤監査役笹野和雄で構成される特別委員会における提言をもとに、監査役会及び取締役会における決議を経て提起されております。また、本訴訟の提起にかかる特別委員会の提言要旨は、下記5. 訴訟の原因及び訴えに至った経緯の概要をもって代えさせていただきます。

### 記

#### 1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

名古屋地方裁判所 平成 24 年 3 月 14 日

#### 2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 株式会社ゲオホールディングス  
(2) 本店所在地 愛知県春日井市如意申町五丁目 11 番地の 3  
(3) 訴訟における代表者 会社法第 423 条第 1 項に基づく請求につき  
監 査 役 笹野 和雄  
民法第 709 条に基づく請求につき  
代表取締役 遠藤 結蔵

#### 3. 訴訟を提起した相手方

本訴訟の相手方(以下、総称して「当社元役員」という。)は以下のとおりです。

当社元取締役会長 沢田 喜代則  
当社元取締役副会長 森原 哲也  
当社元取締役副社長 久保田 貴之

#### 4. 訴訟内容と請求金額

##### (1) 訴訟の内容

損害賠償請求

##### (2) 請求金額

総額 465,393,500 円

及びこれに対する遅延損害金

#### 5. 訴訟の原因及び訴えに至った経緯の概要

平成23年12月16日付「当社及び当社元関係会社における調査結果等のご報告」に添付の社外調査委員会による調査報告書第5.1.(1)に記載のとおり、当社元役員は、当社の取締役会の決議を得るべきであったのに、取締役会の決議を得ずに、一部の取引先に対して多額の支出がなされる等、不正な支出を続けていたものであって、これにより当社が蒙った損害について、当社元役員に対し、賠償の請求を行うべきであると判断したものであります。

#### 6. 今後の見通し

本訴訟につきましては、今後の進展に応じて必要な情報を開示する予定です。また、本訴訟の提起が当社業績に与える影響は現時点で明らかではありませんが、本訴訟の進展に伴い業績予想の修正が必要となった場合は速やかに開示いたします。

以上